

白百合女子大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン 【学生用】（第1版）

白百合女子大学
新型コロナウイルス感染症対策本部
2021年3月1日策定

目 次

はじめに

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための白百合女子大学の活動指針

2. 基本的な感染予防対策

- (1) 感染源を絶つこと
- (2) 感染経路を絶つこと
- (3) 抵抗力を高める
- (4) 感染の拡大を未然に防ぐ

3. 生活一般における注意点

- (1) 健康を確保すること
- (2) キャンパス内環境の注意点
- (3) 休憩スペースでの注意点

4. キャンパスにおける注意点

① 授業（実習・学外授業を含む）

- (1) 登校時の注意
- (2) 教育研究活動上の注意点と留意点
- (3) 学外実習の基本的な考え方

② 研究活動

③ 課外活動

④ 就職支援

⑤ その他

<図書館> <ステラマリス/カフェテリア> <学生ホール(フォンスヴィーテ)> <学内情報端末>
<7号館(学生寮)> <外部利用(学外者入構)>

5. 配慮すべき事柄への対応

6. 感染者が発生した場合の対応

- (1) 連絡や報告
- (2) 感染者や濃厚接触者の出席（出勤）停止
- (3) 学内の消毒

はじめに

新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況を見据えると、社会全体としての長期的な対応が必要となることが見込まれています。本学では学生、教職員の安全と健康を守り、かつ感染防止の社会的責任を果たしながら学生の学修機会の確保に取り組んでいます。

本ガイドラインは、学生（学部生・大学院生）のみなさんに、安全安心で充実したキャンパスライフを送っていただくために、みなさんにご留意いただきたい感染予防対策について周知・徹底をはかることを目的として作成しました。

これからのキャンパスライフには、ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」に対応した感染予防対策等の徹底が必要不可欠であり、学生のみなさんには、ぜひ、このガイドラインをよく読んで、一人ひとりが高い意識をもって感染防止対策に取り組んでいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

本ガイドラインは、キャンパスにおける教育・研究活動等を安心安全かつ安定的に運営するために準備されましたが、新型コロナウイルス感染症の動向や、国・自治体の方針を踏まえ、適宜、改訂を必要とするものです。その点を留意して活用してください。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための白百合女子大学の活動指針

本学では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針（参考：「新型コロナウイルス感染拡大防止のための白百合女子大学の活動指針」）を設定しており、新型コロナウイルス感染症対策本部が活動レベルを判断します。各学部、事務部署、施設、等からは活動指針における制限レベルに基づいた諸活動、施設利用等の対応方針が発信されます。

Campus Square の掲示板等、大学からのお知らせを適宜チェックしてください。

2. 基本的な感染予防対策

(1) 感染源を絶つこと

- 発熱など体調不良がみられる場合には無理して登校しない。
 - 登校前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認してください。咳や 37.5℃以上の発熱の症状がある場合には、マスクを着用し事前に連絡したうえで、医療機関を受診してください。同居の家族に症状がみられる場合も同様です。
- 登校時は検温し健康状態を自己チェックする。
- 登校後に発熱等の症状がみられた時は帰宅する。
 - 発熱などの症状が見られたらすぐに帰宅し、自宅で休養してください。
- 検温を忘れた場合、校舎入り口、食堂、体育館、図書館、等に非接触型の検温器を設置しているので自己チェックする。

(2) 感染経路を絶つこと

- マスクを常に着用する。
 - マスク着用の感染予防効果が判明し、世界的にもマスクの着用が重視されています。大学内では、いつもマスクを着用してください（ただし、ウレタンマスクは推奨しません）。
- ハンドソープを利用し、正しい手洗いをする。

- 正しい手洗いの方法 (<https://youtu.be/Eph4Jmz244A> 政府インターネットテレビ) を参考にしっかりと手を洗ってください。手荒れなどの心配がある場合は、流水でしっかりと洗ってください。水道が使えない場合は、手指消毒液を使用してください。

☆ 手洗いの5つのタイミング



(厚生労働省ホームページより)

- 咳エチケットを守る。
 - 咳・くしゃみをする際、マスク、ティッシュ、ハンカチを使って口や鼻をおさえてください。
- 多くの人の手が触れる箇所を消毒する。
 - ドアノブ、手すり、スイッチなど、複数の人の手が触れる箇所は、1日数回の消毒をしてください。
 - 用具や物品を共用する場合は、使用前と使用後に手指の消毒をしてください。

(3) 抵抗力を高める

- 抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がける。

(4) 感染の拡大を未然に防ぐ

- 接触確認アプリ (COCOA) 等を活用する。
 - 感染の可能性をいち早く知るために、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の登録・活用を推奨します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(厚生労働省ホームページ)

3. 生活一般における注意点

(1) 健康を確保すること

- 外出前に、体温や新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認する。
- 咳や37.5℃以上の発熱の症状がある場合は、医療機関を受診する。

(2) キャンパス内環境の注意点

- 定期的な手洗いをする。
 - 水道が使用できない環境下では、配置されている手指消毒液を使用してください。

- キャンパス中ではマスクを着用する（ただし、ウレタンマスクは推奨しません）。
- 窓を開けて換気をする。
 - ▶ 1時間に2回以上、1回5分以上を目安に換気をしてください。
- 筆記用具などは、各自が準備したものを使用する。
- 列になって待つ場所などでは、立ち位置マーカー等に従って間隔を保つ。

(3) 休憩スペースでの注意点

- 休憩スペースを使用する場合は、手洗い、または手指消毒を徹底する。
- 「3つの密」を防ぐことを徹底する。
- 飲食をする場合は、ソーシャルディスタンスを確保するために、時間をずらす、対面で座らないなどに努める。

4. キャンパスにおける注意点

① 授業（実習・学外授業を含む）

(1) 登校時の注意

- 発熱など感染が疑われる初期症状（体調不良）がみられる場合には無理して登校しない。
 - ▶ 登校前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認してください。咳や37.5℃以上の発熱の症状がある場合には、マスクを着用し事前に連絡したうえで、医療機関を受診してください。同居の家族に症状がみられる場合も同様です。
 - ▶ このことを理由とした授業欠席について、配慮を必要とする場合は、授業開始前までに所定の方法で教務課に届出を行う必要があります（事後の届出は受け付けません）。
- 登校時は検温し健康状態を自己チェックする。（参考：「健康管理チェック表」）検温を忘れた場合、校舎入り口、食堂、体育館、図書館、等に非接触型の検温器を設置しているのでセルフチェックを行う。
- 登校時にはマスクを着用する（ただし、ウレタンマスクは推奨しません）。
- 各建物出入口に設置された手指消毒液にて手指消毒をする。
- 登下校時および昼食時を含む休み時間は、できるだけ集団での行動を控える。

(2) 教育学習活動上の注意点と留意点（対面授業が全面的あるいは一部で実施される場合）

- 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」は可能な限り避け、学習者同士が一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
 - ▶ 教室では、周りの人との間隔をとるため、原則として着席可能な席のみ使用し、授業の最中に座席の移動はしないでください。
 - ▶ 向かい合っでの対話・討議をする必要がある場合は、短時間を心掛け、マスク着用のまま、人と人との距離を開けてください（できるだけ2m以上、最低1m）。
- 教室内では、窓を対角線上に開けて、定期的な換気を行う（休憩時間中は全開）。
 - ▶ 1時間に2回以上、1回5分以上の換気をしてください。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、学生同士の貸し借りはしない。
 - ▶ 器具や用具を共有する場合は、使用前後に適切な消毒や手洗いを行ってください。
- 学外授業については、あらかじめ所属学科・教育センターおよび教務課に相談の上、個別許可を得る（学生に対して、フィールドワークや施設見学などを指示する場合も含む）。

- 情報教室の利用に際しては、マスク着用・ヘッドセットは持参し、室内および共用物品の定期的消毒を実施する。(⑤その他<学内情報端末>を参照)
- 体育施設の利用については、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)を参照しながら、感染拡大の防止の観点に十分に配慮する。
- 体育の授業ではマスクの着用は求めない。ただし、感染リスクを下げるために、学生同士の間隔を十分に確保する。

(3) 学外実習の基本的な考え方

本学の授業科目における学外実習(学外での体験授業を含む)の取扱いについては、学生の資格取得のための単位修得上、重要な活動であることを踏まえ、原則的に実施します。

なお、実施に際しては、新型コロナウイルスの感染拡大状況や政府等の要請に留意しつつ、次の対応を行ってください。

- 担当教員・学生は、受入機関にその受入条件、状況をよく確認し、実習を実施する。(最新の情報も十分踏まえて対応する。)
- 学生は次の事柄を遵守する。
 - 実習実施の2週間前から毎朝の検温及び風邪症状の確認・記録を行う。
 - 感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時着用する。
 - 家族等の感染が確認されるなど、自身が濃厚接触者と疑われるもしくは特定された場合、受入機関、担当教員並びに大学のウェルネスセンターへ至急連絡し、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送る。
 - 受入機関の感染対策の指示に従う。
 - 実習中、発熱等の風邪症状や体調不良がみられる場合、受入機関及び担当教員と相談し、児童・生徒・利用者等との接触は絶対に避け、自宅での休養を徹底する。
 - 実習終了後に感染が判明した場合、担当教員及び大学のウェルネスセンターに至急連絡する。

② 研究活動

- 研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人が手を触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けなどを行う。

③ 課外活動

- 対面活動の実施にあたっては、所定の手続により、学生生活課に申請する(今後の段階的対応措置については、社会情勢の変化および大学の基本方針に基づき決定し、学生団体に通知する)。
- 当面の間、懇親会、会食、合宿、宿泊を伴う活動は行わない。
- 課外活動は学生による主体的活動ではあるものの、学生の健康や安全の確保のため、顧問等がその活動実施計画(日程や内容)および基本的感染対策計画等について確認する。

- 部員・指導者ともに、日頃から健康状態の確認を行い、以下の事項に該当する場合は、自主的に活動を見合わせる。また、参加を希望しない者に参加を強要したり、不利益な取扱をしたりしない。
 - 体調がよくない場合（発熱／咳／咽頭痛等の症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 運動不足の人もいると考えられるため、怪我防止には十分に留意する。
- 運動やスポーツの種類にかかわらず、運動やスポーツをしていない間も含めて、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ 2 m 以上）を空ける。
- 活動中の状況（誰と誰がどの程度の距離感で活動していたか）について、大学側の求めに応じて提出できるよう記録する。
- 走る、歩く運動、スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取る。
- 発声や歌唱等を行う場合は、位置取りに充分注意する。
- 当該施設管理者が定める基準等に従って、「3密」対策に基づき利用する。
 - 部室や更衣室等の利用については、換気に配慮しつつ、短時間、少人数で利用を心がけてください。
 - 屋外活動を推奨しますが、気温の高い日等は、屋内外にかかわらず、熱中症へ十分な注意を払ってください。
 - 屋内活動については、こまめな換気や消毒液の使用を徹底し、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できるよう少人数による利用としてください。
 - 特に、屋内において多数の学生が集まり、呼気が激しくなるような運動や、大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
- 使用する（した）施設の清掃、および用具の消毒等、衛生管理を徹底する。また、使用物の共用や回し飲み等は禁止する。
- 運動時のマスクの着用については、体育の授業における取扱に準じて取り扱う。
- 活動特性に応じて、各関係団体が定めるガイドライン等を参考にして、必要な取組を行う。
- その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）を参照しながら、感染拡大防止の観点に十分配慮する。

④ 就職支援

- 個別面談については、できるだけオンラインを活用するが、対面とする場合には適切な感染防止対策のもとで実施する。
- キャリアセミナーについては、できるだけオンラインの活用を検討するが、対面とする場合には対面授業と同様の取り扱いとします。

⑤ その他

<図書館>

- 大学の入構管理方針に従って定められた、入館可能人数、滞在可能時間、利用スペースや入館手続き方法などを守って利用する。
 - 変更する場合は、Campus Square、図書館ホームページ等で周知します。
 - 入館利用以外に、大学が認める次の利用者には、郵送による貸出、返却、館内資料の複写サービスは無料とします。
 - ①リモートでの受講申請が認められた学生
 - ②感染が判明し出席停止となった場合
 - ③濃厚接触者に特定され出席停止となった場合
- ※②③は、6. (2) 感染者や濃厚接触者の出席停止に基づく。
- 図書館入館の際には、必ずマスクの正しい着用と手指消毒をする。館内で利用中もこまめな手洗いを心がける。
 - 口頭で確認し、咳・発熱などの症状があると判断した場合は、入館を断わる場合があります。
- 館内では、適切な換気と空調を行う。
 - 利用者のご協力をお願いします。
- 次の場所や機器には消毒液等を設置するので、利用者自身が利用前後に消毒する。
 - 各階閲覧席付近
 - 共用で使用するパソコンやコピー機など
 - 閲覧机、席
- 館内資料は、利用の前後に十分に手洗いをするか、消毒をしたうえで利用する。また、利用中、手で顔を触れないように注意する。
- 受付カウンターなどでは密を避けるため、立ち位置マーカー等で順番を待つ。
 - 受付カウンター、レファレンス・カウンターには感染防止用のプラスチック板を設置しています。
 - レファレンスは、対面の他にオンライン・レファレンスの利用も可能です。
- 閲覧後の資料は直接書架に戻さず、指定場所に置く。（職員が回収し、書籍用除菌機で消毒後、書架に戻します。返却資料も同様の対応となります。）
- 館内端末やノート PC の利用後は学内情報端末の利用に準ずる。

<ステラマリス／カフェテリア>

- カウンター席は、通路にあたるため一部を除き使用禁止とする。（テーブル席は半分のみ利用可能）
 - R. 9012、R. 9013 は食事を持ち込むことができる教室です。第1・第2ステラマリスが混み合う場合には、この2教室も適宜利用してください。
- 机の中央に置いてあるプラスチック板は動かさない。また、使用禁止と書かれている椅子には手を触れない。
- 利用者が少ない場合は、横1 m以上、向かい合わせの場合は2 m以上の距離をとって利用する。

- 食券自販機や受け取り口で並ぶ場合は、立ち位置マーカー等に従って前の人との間隔を空ける。
- 食事前・食事後は必ず 30 秒の手洗いをを行い、備え付けの消毒液による手指消毒も適宜行う。
- 飲み物はできるだけ持参する（マイボトルの持参を推奨）。
- 食事中や列に並んでいる際の会話は、できる限り控える。

<学生ホール（フォンスヴィーテ）>

- 机の中央に置いてあるプラスチック板は動かさない。また、使用禁止と書かれている椅子は動かしたり位置を変えたりしないでください（荷物置きとして利用いただくのは構いません）。
- 利用者が少ない場合は、横 1 m 以上、向かい合わせの場合は、なるべく 2 m 以上の距離をとって利用する。
- 窓は開かないので、上部の排煙窓を開ける。
- 壁際に備え付けの学生用パソコンについては、学内情報端末の欄を参照する。

<学内情報端末>

学内情報端末とは、以下の学内にあるパソコンを指します。

- 教卓および各ホールの演台にある教員用端末
 - 情報科学教室 1・2・3・4 に設置された端末
 - 管財課が個別に貸し出した端末
 - 図書館内備付のパソコンおよび館内用貸し出し端末
 - 1号館（1F廊下）、3号館（B1・2Fロビー）、学生ホール、キャリア支援課に備付の学生用端末
 - 学生寮の学習室に備付の寮生用端末
- 利用に際しては、各端末に備え付けの、「パソコン消毒方法について」を必ず一読する。
 - 学内情報端末は、利用前後にアルコール消毒液による手指消毒を徹底してください。
 - パソコンを囲っているプラスチック板は動かさない。
 - ノートパソコンは（使用前・使用后）液晶画面を開けたままにしておく。
 - 利用者が少ない場合は、なるべく離れたパソコンを使用し、できるだけ一つ飛ばし以上の距離を空ける。

<7号館（学生寮）>

- 学生寮については、入寮者の全体集会および全館放送で周知された注意事項を遵守し、日常生活での予防を徹底する。
 - アルバイトや外泊に関わる注意事項は、事前届け出も含め厳守してください。
 - 食堂は、ステラマリス等の利用ルールを準用してください。
 - 学習室に備付のパソコンについては、学内情報端末の欄を参照してください。
- その他、「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」（一般社団法人日本ホテル協会）を参照しながら、感染拡大防止の観点に十分配慮する。

5. 配慮すべき事柄への対応

基礎疾患等などにより重篤化のリスクが高い人や、家族に同様のリスクがある場合等については、以下の通りの対応とします。

＜受講上の配慮を希望する場合＞

所定の願出書類（保証人の確認が必須となります）を教務課にご提出ください。願出内容を検討の上、対応について大学よりご連絡します。

＜その他、支援を必要とする等のご相談の場合＞

支援内容等について、ウェルネスセンターで詳しく事情の聞き取りを行います。学生の聞き取り後、校医等の意見を参考にセンター長と検討の上で、ウェルネスセンターが各学科・教育センターと必要な対応について調整を行います。

また、カトリックの精神に基づき、学生・教職員にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別・誹謗中傷が生じないように自ら心がけるとともに、周囲に対しても働きかけてください。

6. 感染者が発生した場合の対応

（1）連絡や報告

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（あるいは保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。感染の疑いがあり検査を受けることになった、あるいは感染が判明した場合には、ウェルネスセンター事務室（TEL：03-3326-0107／E-mail：well@shirayuri.ac.jp）あるいは健康相談室（TEL：03-3326-3270）に必ず連絡をしてください。

判明後は、保健所から本人に行動履歴等のヒアリングが行われ、感染者の大学における行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査が行われる場合には、本学が協力することになります。また、文部科学省は、大学において感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しており、感染者が発生した場合には、文部科学省への報告が求められます。

（2）感染者や濃厚接触者の出席（出勤）停止

学生の感染が判明した場合、または学生が濃厚接触者に特定された場合には、当該学生に対し、大学保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

教職員の感染が判明した場合、または、保健所の指示により教職員が濃厚接触者に特定された場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

なお、濃厚接触者に対して出席（出勤）停止の措置をとる場合の期間の基準は、感染者と最後に接触した日から起算して2週間とします。

（3）学内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲全ての室内や接触したと思われる物品を消毒します。